

福岡県公報

令和五年三月三日
第三百七十八号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(行財政支援課) ……………一

人事委員会

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

二 老人ホームの表中

白川園	京都郡苅田町大字法正寺六三三ー一	を
白川園	京都郡苅田町大字法正寺六三三ー一	
シルバーマイト館苅田	与原二〇〇三ー一	に改める。

人事委員会

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和五年三月三日

福岡県人事委員会委員長 山口幸雄

福岡県人事委員会規則第十八号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

規則

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則(平成十一年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の作業の項作業内容の欄中「警務課警務課警務課」を「警務課警務課警務課」に改める。

附則

この規則は、令和五年三月七日から施行する。